

シンガポール特許制度、戦略、実務

- * シンガポールが出願人の最初の出願国であり、かつ、新規出願と同時に実体審査請求する場合、シンガポール特許庁から2カ月以内に1st OA(オフィスアクション)が発行される。
 - 早期審査結果、早期権利化を望む場合はこのルートを活用できます。
- * それ以外の場合、シンガポール特許庁から6カ月以内に1st OAが発行される。
- * シンガポール特許庁の審査官のうち、30%は中国教育を受けており、中国語が流暢で、実体審査の際に中国語原文で中国語特許文献をサーチでき、中国語文献の検索カバー率は高い。
- * シンガポールはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関である。
 - 日本の出願人がPCT国際出願する場合、中国語特許文献を全面的に検索し、権利の安定性を高められるよう、シンガポール特許庁を国際調査機関として選択できます。
- * シンガポールはGPPH参加国である。
- * シンガポールは以下の国の特許庁とPPH協定を交わしている：
 - 中国
 - 欧州特許庁
- * シンガポールはASPEC(ASEAN特許審査協力:ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)の加盟国であり、PCT国際調査機関と国際予備審査の資格を有する唯一の国である。
 - シンガポール特許出願ルートを通じて、東南アジアの他の国でも速やかに権利化が実現できます。
- * シンガポール特許の審査結果は直接カンボジアに受け入れられ、カンボジア特許取得の権利基礎とすることができる。
- * シンガポールには臨時出願制度(米国の臨時出願制度に類似)があり、明細書、図面の提出だけで特許出願日を獲得し、優先権基礎を築くことができる(12カ月以内にクレームを補充することが認められている)。
 - このルートを活用すれば、早く出願日を獲得できます。
 - 段階毎に連続的に行われる研究開発プロジェクト関連の発明は、発明の技術手段や具体的な実施例が完成した時点で、速やかに(技術報告書により)臨時出願を行い、最初の出願から12カ月以内に、前の一つ又は複数の臨時出願と一緒に組み合わせて、正式な出願やPCT出願を行うことができます。